

法科大学院生による法教育普及活動

【法教育とは】

法の背景にある価値観や司法制度の機能等を考える思考型の教育
⇒ 一般の市民が自由で公正な社会を支えるものの考え方を身につける

【法務省における法教育普及活動】

- ・各地の法務局や検察庁の職員による学校等での出張授業
- ・授業に使用するための教材作成（小学生・中学生・高校生対象）
例：中学生を対象とした教材
「ルールづくり」「私法と消費者保護」「憲法の意義」「司法」等
高校生を対象とした教材
「労働と法」「身の回りにおける法律的な問題」「刑事司法について考えよう～正義の実現に向けて～」等

⇒ いずれも法務省HPからダウンロードできます！
<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>

〈中学生対象教材「ルールづくり」〉

マンションの問題を解決しよう！

いちょうさんは、ペットのチワワと一緒に暮らしています。マンションでは、規則でペット禁止のルールを決めているところもありますが、いちょうさんの住んでいるマンションでは、ペット飼育が禁止されていません。同じように猫や犬を飼っている世帯が何軒かあります。しかし、マンションに住む人たちの中には、犬のほえる声がうるさいし、フンの悪臭もひどい。ペットの飼育は迷惑なので、何とかしてほしいと要望が出されています。さて、どのように問題を解決すればいいのでしょうか。

マンションの入居者一覧

4 F	住人	チワワを飼っている「いちょう」さん〈A〉	〈E〉さん
3 F	住人	〈B〉さん	猫を飼っているがフンの処理をしない
2 F	朝ほえる犬を飼っている「かえで」さん〈C〉	子どものいる「もみじ」さん〈D〉	住人
1 F	住人	住人	管理人（中立）〈F〉

【法科大学院生による法教育普及活動】

有志による自主的な活動(東京大学・中央大学等)

⇒①法教育活動を実施する団体を作り，法教育授業を企画

- ・授業の目的を定める

例：「実際の社会における法律の役割を伝える」

- ・授業の検討テーマを定める

例：「ものをだまし取られたときの解決ルール」

- ・検討テーマに沿った具体例やワークシートを作成する

例：「これは偽物だからと言われて時計をだまし取られた」

②メンバーの出身校(中学校や高校)を対象に，法教育授業を実施

③法務省の橋渡しにより，少年院における法教育授業を実現

最近では，東京大学法科大学院の出張教室が，平成26年2月と3月に市原学園(少年院)で，法教育授業を実施しました
その活動は法務省の法教育推進協議会で報告され，高い評価を得ました！

〈東京大学法科大学院の出張教室が作成したワークシート例〉

ワークシート①

事例1 赤羽さんがだましたケース
「よくできた偽物だから5000円で売って」

松本さん
〈売主〉

実は 500万円

赤羽さん
〈買主〉

ルール

松本さんが、_____

_____ときに渡した時計は

(取りもどせる / 取りもどせない)

皆さんも 法教育授業を企画して 実施してみませんか！

☆お問い合わせ先☆

法務省 大臣官房司法法制部 司法法制課 司法制度第二係

TEL: 03-3580-4111(代表) 内線2362 E-mail: housei06@moj.go.jp